

令和 2 年度 第 3 回臨時総代会議案

開催日時：令和 3 年 3 月 19 日（金）午後 2 時 00 分

開催場所：ホルトホール大分 3 階大会議室



大分県農業共済組合

臨時総代会次第

1. 開 会

2. 議 事

第1号議案 定款の一部改正について

第2号議案 事業規程の一部改正について

第3号議案 令和2年度事業計画（業務収支予算）の一部変更について

第4号議案 職員給与規則の一部改正について

第5号議案 令和3年度事務費賦課金の額及び徴収方法について

第6号議案 園芸施設共済に係る危険段階別共済掛金率の設定について

附 帯 決 議

3. 閉 会

第 1 号議案 定款の一部改正について

定款第 21 条第 1 号の規定により、役員定数に関する定款の一部を次のとおり改正することについて、総代会の議決を求める。

【改正の内容】

農業共済団体の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、効率的な役員体制の構築と執行体制の強化を図ることを目的とし、役員定数の見直しを実施する。

- ・ 理事の定数を現行 16 名体制から 8 名体制へ変更する。
- ・ 監事については現行の 3 名体制を維持する。

大分県農業共済組合定款の一部改正新旧対照表

(注) 下線部は変更部分を示す

改 正 後	現 行
第 2 章 組織 第 3 節 役員及び職員 (役員の定数) 第 36 条 この組合に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>8 人</u> (2) (略) 2 前項第 1 号の理事の定数のうち少なくとも <u>6 人</u>は、組合員（法人及び農業共済資格団体たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員及び組合員たる農業共済資格団体の代表者を含む。）でなければならない。	第 2 章 組織 第 3 節 役員及び職員 (役員の定数) 第 36 条 この組合に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>16 人</u> (2) (略) 2 前項第 1 号の理事の定数のうち少なくとも <u>12 人</u>は、組合員（法人及び農業共済資格団体たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員及び組合員たる農業共済資格団体の代表者を含む。）でなければならない。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日改正）

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日から施行する。

但し、この適用については、直近の役員選任時からとする。

第 2 号議案 事業規程の一部改正について

定款第 21 条第 2 号の規定により組合事業規程の一部を次のとおり改正することについて、総代会の議決を求める。

《改正の概要》

【第 38 条関連】

「農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧」に係る規定において、組合員の氏名又は名称及び住所を記載する旨規定されているが、当該個人情報を一覧表記載から削除するため改正する。

大分県農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表

(注) 下線部は変更部分を示す

改 正 後	現 行
(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧) 第 38 条 理事は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。 2 ～ 3 (略)	(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧) 第 38 条 理事は、農作物共済の共済掛金率、<u>各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる農作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）</u>共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。 2 ～ 3 (略)

附 則（令和 3 年 3 月 19 日改正）

この規程の変更は、大分県知事の認可のあった日から施行する。

第3号議案 令和2年度事業計画（業務収支予算）の一部変更について

定款第21条第3号の規定により、令和2年度事業計画（業務収支予算）の一部を次のとおり変更することについて、総代会の議決を求める。

【事業計画を変更する理由】

コロナウイルス感染症拡大防止対策により、予算と執行額（見込み）の大きく乖離した科目及び業務引当金引当計画の見直しに係る引当金の予算額を変更する。

別紙 業務収支予算明細書参照

令和２年度業務収支予算明細書

１ 収入の部

科 目	変更後 予 算 額	当初 予 算 額	増 減 (△印減)	備考
	千円	千円	千円	
前期繰越業務残金	110,457	110,457	0	
前期防災事業繰越残金	6,668	6,668	0	
受 取 補 助 金	587,212	587,212	0	
国 費 補 助 金	586,417	586,417	0	
一般事務費	585,813	585,813	0	
家畜特損事業費	604	604	0	
県 費 補 助 金	795	795	0	
一般事務費	795	795	0	
賦 課 金	122,107	122,107	0	
事務費賦課金	122,107	122,107	0	
水稻共済割	37,090	37,090	0	
麦共済割	6,012	6,012	0	
家畜共済割 死廃	42,113	42,113	0	
疾病傷害	24,515	24,515	0	
果樹共済割	312	312	0	
畑作物共済割	1,938	1,938	0	
園芸施設共済割	6,750	6,750	0	
組合員割	3,377	3,377	0	

科 目	変更後 予 算 額	当初 予 算 額	増 減 (△印減)	備考
	千円	千円	千円	
受 託 収 入	32,000	32,000	0	
損 害 防 止 収 入	39,315	39,315	0	
受取利息	105,674	105,674	0	
事 業 勘 定 受 入	349,022	350,405	△ 1,383	
農作物共済勘定受入	41,721	43,104	△ 1,383	
家畜共済勘定受入	11,159	11,159	0	
果樹共済勘定受入	764	764	0	
園芸施設共済勘定受入	11,500	11,500	0	
任意共済勘定受入	283,878	283,878	0	
家畜診療所勘定受入	0	0	0	
拠出金払戻準備金戻入	0	0	0	
業 務 雑 収 入	6,733	2,559	4,174	
建 設 引 当 金 戻 入	74,473	0	74,473	
修 繕 引 当 金 戻 入	9,321	9,321	0	
更 新 引 当 金 戻 入	2,086	2,086	0	
業 務 引 当 金 戻 入	25,212	54,212	△ 29,000	
事務機械化準備金戻入	8,503	8,503	0	
退職給与金施設預託金 付加金収入	9,485	9,485	0	
退職給与金施設転貸福 祉貸付受取利息	230	230	0	
有 価 証 券 処 分 益	0	0	0	
業 務 財 産 処 分 益	0	0	0	
業 務 雑 利 益	0	0	0	
業務繰延不足金繰入	0	0	0	
合 計	1,488,498	1,440,234	48,264	

2 支出の部

科 目	変更後 予算額	当初 予算額	増 減 (△印減)	備考
	千円	千円	千円	
前期繰越業務不足金	0	0	0	
人 件 費	1,034,003	1,034,003	0	
役員報酬	10,866	10,866	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
顧問料	330	330	0	
職員給料手当	770,183	770,183	0	
法定福利費	142,455	142,455	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
厚生福利費	4,278	4,278	0	
退職給付引当金繰入	70,000	70,000	0	
退職給与金	172,594	89,118	83,476	
(-) 退職給付引当金戻入	△ 172,594	△ 89,118	△ 83,476	
賃 金	35,891	35,891	0	
旅 費 交 通 費	1,700	7,498	△ 5,798	
役員旅費交通費	1,050	1,818	△ 768	
職員旅費交通費	650	5,680	△ 5,030	
事 務 費	42,200	42,200	0	
通信運搬費	14,660	14,660	0	
図書印刷費	6,400	6,400	0	
消耗品費	13,459	13,459	0	
手数料	7,681	7,681	0	
業 務 費	54,131	54,131	0	
会議費	286	286	0	
交際費	476	476	0	
講習会費	1,717	1,717	0	
支払利息	0	0	0	
委託費	10,492	10,492	0	
報酬	29,758	29,758	0	
委員等旅費	11,367	11,367	0	
諸謝金	35	35	0	

科 目	変更後 予 算 額	当初 予 算 額	増 減 (△印減)	備考
	千円	千円	千円	
普 及 推 進 費	62,059	62,059	0	
広報費	5,285	5,285	0	
事業奨励費	56,774	56,774	0	
施 設 費	56,611	56,611	0	
光熱水費	5,813	5,813	0	
備用品費	3,034	3,034	0	
燃料費	9,595	9,595	0	
賃借料	16,455	16,455	0	
修繕維持費	18,615	18,615	0	
保険料	3,099	3,099	0	
車両リサイクル費	0	0	0	
損 害 評 価 費	40,643	40,643	0	
報酬	29,626	29,626	0	
旅費	2,859	2,859	0	
会議費	478	478	0	
賃金	0	0	0	
賃借料	177	177	0	
燃料費	1,743	1,743	0	
実測費	678	678	0	
実測賃金	393	393	0	
実測旅費	0	0	0	
自動車使用料	285	285	0	
実測器具購入費	0	0	0	
雑費	5,082	5,082	0	
損 害 防 止 費	95,719	95,719	0	
薬剤費	27,313	27,313	0	
賃借料	53	53	0	
燃料費	148	148	0	
器具購入費	25,625	25,625	0	
修理費	1,801	1,801	0	
委託費	37,425	37,425	0	
雑費	3,354	3,354	0	
損 害 防 止 事 業 負 担 金	0	0	0	
水稻一般損防事業	0	0	0	
家畜特定損防事業	0	0	0	
諸 税 負 担 金	11,926	11,926	0	
公課費	3,822	3,822	0	
協会負担金	4,657	4,657	0	
団体支払賦課金	0	0	0	
関係団体負担金	3,447	3,447	0	

科 目	変更後 予 算 額	当初 予 算 額	増 減 (△印減)	備考
	千円	千円	千円	
事 業 勘 定 繰 入	1,007	1,007	0	
業 務 雑 費	1,751	1,751	0	
建 設 引 当 金 繰 入	0	0	0	
修 繕 引 当 金 繰 入	0	0	0	
更 新 引 当 金 繰 入	0	0	0	
業 務 引 当 金 繰 入	74,473	0	74,473	
事務機械化準備金繰入	0	0	0	
仮 渡 準 備 基 金 繰 入	0	0	0	
固定資産自己財源取得費	1,554	2,937	△ 1,383	
外部出資費	0	0	0	
有形固定資産取得費	1,554	2,937	△ 1,383	
無形固定資産取得費	0	0	0	
リ ー ス 資 産 除 去 損	0	0	0	
リ ー ス 債 務 解 約 損	0	0	0	
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息	230	230	0	
有 価 証 券 処 分 損	0	0	0	
有 価 証 券 評 価 損	0	0	0	
業 務 財 産 処 分 損	0	0	0	
業 務 雑 損 失	0	0	0	
業 務 繰 延 残 金 繰 入	0	0	0	
計	1,478,007	1,410,715	67,292	
予 備 費	10,491	29,519	△ 19,028	
合 計	1,488,498	1,440,234	48,264	

第 4 号議案 職員給与規則の一部改正について

職員給与規則の一部を次のとおり改正することについて、定款第 51 条第 4 項の規定により、総代会の議決を求める。

【改正の要点】

- (1) 管理職手当の支給対象に次長を新設する。
- (2) 「別表 1 給与基準」に係る「職の格付」に次長を追加する。
- (3) 「別表 2 昇給基準等」に係る「昇給基準」に次長を追加する。
- (4) 「別記 1 管理職手当適用区分、職務の級及び金額」に係る「参事付部長」の削除及び次長の支給額を 52,000 円とする。
- (5) 「別記 4 通勤手当の支給額」に係る支給額について、「大分県職員の給与に関する条例」の改正に伴い、片道の通勤距離が 60km 以上 85 km 未満の範囲で、各 100 円増額する。
- (6) 第 10 条に係る改正は、令和 3 年 4 月 1 日から並びに「別記 4 通勤手当の支給額」に係る改正は令和 3 年 1 月 1 日より施行する。

大分県農業共済組合職員給与規則新旧対照表

(注) 下線は変更部分を示す。

改正後	現 行																																							
(管理職手当及び役付手当) 第 10 条 管理職手当及び役付手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 管理職手当 参事 副参事 部長 支所長 <u>次長</u> 課長 室長 出張所長 家畜診療所長 (略) 別表 1 給与基準 2 (略) 職の格付 <table><tr><td>職 名</td><td>級</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>次長・課長・所長 (診療所)</u> ・室長・出張所長・審査役 (略)</td><td>5 級・6 級 (略)</td></tr></table> 別表 2 昇給基準等 1 昇給基準 (略) (4) <u>次長</u>、課長、出張所長、家畜診療所長及び審査役で給与月額 5 級 61 号を経過したときは 6 級を適用する。 (略) 別記 1 <table><tr><td>管理職手当適用区分</td><td>職務の級</td><td>金額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>次長</u></td><td></td><td><u>52,000 円</u></td></tr><tr><td>[削除]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職 名	級	(略)	(略)	<u>次長・課長・所長 (診療所)</u> ・室長・出張所長・審査役 (略)	5 級・6 級 (略)	管理職手当適用区分	職務の級	金額	(略)	(略)	(略)	<u>次長</u>		<u>52,000 円</u>	[削除]			(略)	(略)	(略)	(管理職手当及び役付手当) 第 10 条 管理職手当及び役付手当は、次に掲げる職員に支給する。 (2) 管理職手当 参事 副参事 部長 支所長 課長 室長 出張所長 家畜診療所長 (略) 別表 1 給与基準 2 (略) 職の格付 <table><tr><td>職 名</td><td>級</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>課長・所長 (診療所)・室長 ・出張所長・審査役 (略)</td><td>5 級・6 級 (略)</td></tr></table> 別表 2 昇給基準等 1 昇給基準 (略) (4) 課長、出張所長、家畜診療所長及び審査役で給与月額 5 級 61 号を経過したときは 6 級を適用する。 (略) 別記 1 <table><tr><td>管理職手当適用区分</td><td>職務の級</td><td>金額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>[新設] <u>参事付部長</u></td><td></td><td><u>42,000 円</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職 名	級	(略)	(略)	課長・所長 (診療所)・室長 ・出張所長・審査役 (略)	5 級・6 級 (略)	管理職手当適用区分	職務の級	金額	(略)	(略)	(略)	[新設] <u>参事付部長</u>		<u>42,000 円</u>	(略)	(略)	(略)
職 名	級																																							
(略)	(略)																																							
<u>次長・課長・所長 (診療所)</u> ・室長・出張所長・審査役 (略)	5 級・6 級 (略)																																							
管理職手当適用区分	職務の級	金額																																						
(略)	(略)	(略)																																						
<u>次長</u>		<u>52,000 円</u>																																						
[削除]																																								
(略)	(略)	(略)																																						
職 名	級																																							
(略)	(略)																																							
課長・所長 (診療所)・室長 ・出張所長・審査役 (略)	5 級・6 級 (略)																																							
管理職手当適用区分	職務の級	金額																																						
(略)	(略)	(略)																																						
[新設] <u>参事付部長</u>		<u>42,000 円</u>																																						
(略)	(略)	(略)																																						

改正後	現 行
別記 4 通勤手当の支給額	別記 4 通勤手当の支給額
1 (略)	1 (略)
2 職員の片道の通勤距離が 2 キロメートル以上の場合は、次に掲げる額 (略)	2 職員の片道の通勤距離が 2 キロメートル以上の場合は、次に掲げる額 (略)
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満 <u>40,000 円</u>	60 キロメートル以上 65 キロメートル未満 <u>39,900 円</u>
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 <u>44,100 円</u>	65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 <u>44,000 円</u>
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 <u>48,100 円</u>	70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 <u>48,000 円</u>
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 <u>51,100 円</u>	75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 <u>51,000 円</u>
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 <u>54,100 円</u>	80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 <u>54,000 円</u>
85 キロメートル以上 55,000 円	85 キロメートル以上 55,000 円
3 (略)	3 (略)

附 則（令和 3 年 3 月 19 日改正）
（実施）

第 41 条 この規則の改正は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。ただし、第 10 条第 1 項第 1 号及び別表 1、別表 2、別記 1 の改正は令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

第5号議案 令和3年度事務費賦課金の額及び徴収方法について

事業規程第4条第2項、第3項、第4項及び第7項の規定により、令和3年度における事務費賦課金の単価及び徴収方法を次の通り定めることについて、総代会の議決を求める。

1. 令和3年度適用の事務費賦課金の単価及び賦課方法

区 分	賦 課 方 法	賦 課 単 価	適 要
水稻共済割			
地域インデックス方式以外			
5ha 超	引受面積 10a 当り (主食用)	200 円	
5ha 以下	〃 10a 当り (主食用)	300 円	
全相殺	〃 10a 当り (主食用)	200 円	
米粉用米	〃 10a 当り	200 円	
飼料用米	〃 10a 当り	100 円	
地域インデックス方式	〃 10a 当り	150 円	
麦共済割			
地域インデックス方式以外			
5ha 超	引受面積 10a 当り	200 円	
5ha 以下	〃	300 円	
地域インデックス方式	〃 10a 当り	150 円	
家畜共済割			
	死廃共済 1 頭当り 牛・馬	600 円	(1) 家畜共済の 1 年未満の加入については、賦課額に責任月数/12 を乗じた額とする。
	〃 1 頭当り 種豚	200 円	
	〃 1 頭当り 肉豚	50 円	
	〃 事故除外 1 号ロ・ハ	400 円	
	2 号ロ・ハ 牛	150 円	
	〃 事故除外 4 号ロ 種豚	100 円	
	〃 事故除外 1 号イ、2 号イ 牛	100 円	
	〃 事故除外 3 号 馬	30 円	
	〃 事故除外 4 号イ 種豚	10 円	
	〃 事故除外 5 号 肉豚	600 円	
	病傷疾病共済 1 頭当り 牛・馬	250 円	
	〃 1 頭当り 種豚		
果樹共済割			
地域インデックス方式以外	引受面積 10a 当り	300 円	
地域インデックス方式	〃 10a 当り	150 円	

区 分		賦 課 方 法	賦 課 単 価	適 要
畑作物共済割				
地域インデックス方式以外				
5ha 超		引受面積 10a 当り	200 円	
5ha 以下		〃	300 円	
地域インデックス方式		〃 10a 当り	100 円	
園芸施設共済割				
棟数割		ガラスハウスⅠ類 1棟当り	1,500 円	(1)園芸施設共済 にあつては、賦課 額に被覆期間/12 を乗じた額とす る。なお、被覆期 間 0 にあつては 1/12 とする。
〃		ガラスハウスⅡ類 1棟当り	1,500 円	
〃		プラスチックハウスⅠ類 1棟当り	600 円	
〃		プラスチックハウスⅡ類 1棟当り	600 円	
〃		プラスチックハウスⅢ類 1棟当り	1,500 円	
〃		プラスチックハウスⅣ類甲 1棟当り	1,500 円	
〃		プラスチックハウスⅣ類乙 1棟当り	1,500 円	
〃		プラスチックハウスⅤ類 1棟当り	1,500 円	
〃		プラスチックハウスⅥ類 1棟当り	400 円	
〃		プラスチックハウスⅦ類 1棟当り	600 円	
面積割		全施設区分に加える 100 m ² 当り	250 円	
		賦課単価に関らず一斉加入受付に より加入を行った場合の割引率 10人以上の場合 20% 5人以上9人の場合 10%		
組合員割		組合員 1 人当り	200 円	
任意共済事務費		_____		
建 物	総合共済	共済金額 1 万円当り	5.84～24.22 円	
	火災共済	共済金額 1 万円当り	1.28～18.99 円	
農 機 具	総合共済	共済金額 1 万円当り	10.00 円	
	火災共済	共済金額 1 万円当り	3.00 円	

2. 賦課方法

賦課金の払い込み期日は、事業規程に定める共済掛金払込期日と同一とする。

第6号議案 園芸施設共済に係る危険段階別共済掛金率の設定について

事業規程第146条第2項の規定により園芸施設共済に係る危険段階別共済掛金率を別添のとおり設定することについて、総代会の議決を求める。

危険段階別共済掛金率設定の要旨

危険段階設定の目的

危険段階の設定については、国から示されたガイドライン(設定手順書)に沿って行い、損害率(共済金/共済掛金)の低い組合員には相対的に低い掛金率を適用し、損害率の高い組合員には相対的に高い掛金率を適用するよう組合員負担の公平性を図るため設定を行うものである。

適用年産

令和3年度～5年度引受分に適用する。

危険段階設定に用いる対象年度

平成12年度～令和元年度の過去20年間の損害率を適用し設定する。

危険段階の区分数

危険段階区分は「0」を中心に、上下20段階の41段階で設定する。

危険段階別共済掛金率の設定

園芸施設共済に係る危険段階別共済掛金率を別添のとおり設定する。

※別添資料参照(総代会議決事項)

※本臨時総代会に当該設定結果を全て資料添付すると膨大となるため、引受実績があるもののみ添付している。なお、臨時総代会議決後、危険段階別共済掛金率の設定結果全てを当組合ホームページに掲載する。

圧縮倍率係数(r)と危険指数(kmax)の設定

1. 圧縮倍率係数(r)の設定

圧縮倍率とは、共済掛金標準率（告示率）に対して、最低位（－20 段階）に設定する危険段階別共済掛金率の圧縮割合であり、当該危険段階の設定において唯一組合判断で設定できる部分となる。

〔圧縮倍率設定の考え方〕

圧縮倍率は、0.5 以下で設定するようガイドラインに定められており、圧縮倍率を低く設定するほど高位の危険段階区分の掛金率はより高く、低位の危険段階区分の掛金率はより低く設定される仕組みとなっている。

園芸施設共済については、被害の大宗が自然災害によるものであり、最高位と最低位の掛金率の差を最小限に抑えることが適切と判断し、最低位の掛金率を告示率の 1/2 に圧縮（圧縮倍率を「0.5」に設定）することとした。

【圧縮倍率係数の設定結果】

項 目	改定前	改定後
圧縮倍率係数 (r)	0.5	0.5

(例) プラスチックハウスⅡ類の場合

共済掛金標準率（告示率） 2.936 %

⇒ 最低位（－20 段階）の危険段階別共済掛金率は「1.468%」となる。

※ 掛金標準率 (2.936 %) × 圧縮倍率 (0.5) = 1.468 %

2. 危険指数(kmax)の設定

危険指数(kmax)とは、最低位（－20 段階）に設定した危険段階別共済掛金率に対して、最高位（20 段階）の危険段階別共済掛金率が何倍に設定されたのかを示す倍率のことである。

また、危険指数の設定については、圧縮倍率の設定により自動で算定される仕組みとなっており、危険指数(kmax)の値が大きいほど最高位の掛金率と最低位の掛金率の差が広がることとなる。

なお、危険指数(kmax)の設定結果については、次項のとおりである。

【危険指数(kmax)の設定結果】

施設区分	改定前	改定後
10 ガラス室Ⅰ(木造)	3.01266	3.01266
20 ガラス室Ⅱ(鉄骨)	3.70136	7.56656
30 プラスチックハウスⅠ類(木竹)	3.01266	3.01266
40 プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	3.51615	6.53746
50 プラスチックハウスⅢ類(鉄骨下)	3.76060	4.03076
61 プラスチックハウスⅣ類甲(鉄骨中・軟)	3.68034	4.21041
62 プラスチックハウスⅣ類乙(鉄骨中・硬)	3.66064	3.57211
70 プラスチックハウスⅤ類(鉄骨上)	3.82483	3.77267
80 プラスチックハウスⅥ類(雨よけ等)	3.47582	4.41798
90 プラスチックハウスⅦ類 (多目的ネットハウス)	3.58250	3.62140

危険段階設定方法（ガイドライン）の概要

1. 組合員等ごとの平均損害率の算出

- (1) 危険段階設定単位ごとに、直近 20 年間の実績を適用する。
- (2) 実績がある各年の損害率を次式により算出する。

$$\text{平均損害率} = \frac{\text{過去 20 年間の共済金合計}}{\text{過去 20 年間の標準掛金合計}}$$

※ 標準掛金＝共済金額 × 告示掛金率（国から大分県に示される掛金率）

- (3) 加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%を適用する。
- (4) 組合員ごとの損害率は、直近年ほどウエイトが大きくなる加重平均による再計算を行い算出する。

【ウエイト】

20 年前	19 年前	18 年前	17 年前	…	5 年前	4 年前	3 年前	2 年前	直近年
5	10	15	20	…	80	85	90	95	100

2. 危険段階区分の設定

- (1) 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下 20 段階の 41 段階で設定する。
- (2) 危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、平均損害率の範囲を 5%で設定する。（参考 1 参照）
- (3) 最高位の損害率は、平均的な損害(100%)の概ね 2 倍(200%)以上の平均損害率を一括りとし、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲に設定する。
- (4) 新規加入者にあっては、危険段階区分の「0」段階を適用する。

3. 危険指数の設定

- (1) 各危険段階区分の危険指数を次式により算出する。

$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$
--

※各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値

※最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値は、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率

- (2) 各危険段階区分に属する損害率の類似する組合員の引受見込共済金額を加重値とし危険指数の平均値を算出する。

なお、最低位の掛金率は告示率の 50%以下とする。

【参考 1：平均損害率の範囲】

危険段階区分	平均損害率の範囲
20	$197.5 \leq x$
19	$192.5 \leq x < 197.5$
18	$187.5 \leq x < 192.5$
17	$182.5 \leq x < 187.5$
16	$177.5 \leq x < 182.5$
15	$172.5 \leq x < 177.5$
14	$167.5 \leq x < 172.5$
13	$162.5 \leq x < 167.5$
12	$157.5 \leq x < 162.5$
11	$152.5 \leq x < 157.5$
10	$147.5 \leq x < 152.5$
9	$142.5 \leq x < 147.5$
8	$137.5 \leq x < 142.5$
7	$132.5 \leq x < 137.5$
6	$127.5 \leq x < 132.5$
5	$122.5 \leq x < 127.5$
4	$117.5 \leq x < 122.5$
3	$112.5 \leq x < 117.5$
2	$107.5 \leq x < 112.5$
1	$102.5 \leq x < 107.5$
0	$97.5 \leq x < 102.5$
-1	$92.5 \leq x < 97.5$
-2	$87.5 \leq x < 92.5$
-3	$82.5 \leq x < 87.5$
-4	$77.5 \leq x < 82.5$
-5	$72.5 \leq x < 77.5$
-6	$67.5 \leq x < 72.5$
-7	$62.5 \leq x < 67.5$
-8	$57.5 \leq x < 62.5$
-9	$52.5 \leq x < 57.5$
-10	$47.5 \leq x < 52.5$
-11	$42.5 \leq x < 47.5$
-12	$37.5 \leq x < 42.5$
-13	$32.5 \leq x < 37.5$
-14	$27.5 \leq x < 32.5$
-15	$22.5 \leq x < 27.5$
-16	$17.5 \leq x < 22.5$
-17	$12.5 \leq x < 17.5$
-18	$7.5 \leq x < 12.5$
-19	$2.5 \leq x < 7.5$
-20	$0.0 \leq x < 2.5$

園芸施設共済農家負担掛金の比較表〔試算〕

加入内容：付保割合 80.0%

小損害填補3万円または共済金額の5.0%以上対象

※ 本体、被覆物の価格は、令和3年4月以降標準単価が引き上げられ新価格が適用される。

下記の改定前掛金試算については、現行価格と新価格適用の場合を記載している。

本体新築、被覆物経年経過残存率100.0%の場合

撤去・復旧費用は含まない。

プラスチックハウス II類（パイプ径19.1mm～25.4mm）

単棟 300㎡（間口6.0m×奥行50.0m）（現行）本体単価 1,800円/㎡ （4月以降）本体単価 3,650円/㎡

被覆物:0.1mm 一般軟質フィルム （現行）単価 179円/㎡ （4月以降）単価 202円/㎡

危険段階 区分	危険段階別共済掛金率		農家負担共済掛金		
	改正前	改正後	改正前		改正後 (新価格)
			(現行価格)	(新価格の場合)	
(告示率)	3.897%	2.936%	10,200円	19,080円	14,375円
20	6.851%	9.597%	17,932円	33,544円	46,989円
(新規)0	4.396%	3.594%	11,506円	21,524円	17,597円
-20	1.948%	1.468%	5,098円	9,538円	7,187円

プラスチックハウス II類（パイプ径19.1mm～25.4mm）

2連棟 600㎡（間口12.0m×奥行50.0m）（現行）本体単価 1,800円/㎡ （4月以降）本体単価 3,650円/㎡

被覆物:0.1mm 一般軟質フィルム （現行）単価 179円/㎡ （4月以降）単価 202円/㎡

危険段階 区分	危険段階別共済掛金率		農家負担共済掛金		
	改正前	改正後	改正前		改正後 (新価格)
			(現行価格)	(新価格の場合)	
(告示率)	3.897%	2.936%	19,865円	37,557円	28,295円
20	6.851%	9.597%	34,923円	66,026円	92,490円
(新規)0	4.396%	3.594%	22,408円	42,366円	34,637円
-20	1.948%	1.468%	9,930円	18,773円	14,147円

プラスチックハウス VI類（雨よけハウス パイプ径19.1mm～25.4mm）

単棟 300㎡（間口6.0m×奥行50.0m）（現行）本体単価 1,800円/㎡ （4月以降）本体単価 3,650円/㎡

被覆物:0.1mm 一般軟質フィルム （現行）単価 179円/㎡ （4月以降）単価 202円/㎡

危険段階 区分	危険段階別共済掛金率		農家負担共済掛金		
	改正前	改正後	改正前		改正後 (新価格)
			(現行価格)	(新価格の場合)	
(告示率)	5.788%	4.241%	13,919円	26,950円	19,747円
20	10.059%	9.396%	24,190円	46,838円	43,750円
(新規)0	6.435%	5.185%	15,475円	29,963円	24,143円
-20	2.894%	2.120%	6,959円	13,475円	9,871円

附 帯 決 議

この総代会の議決事項で法令又は告示若しくは行政庁の認可等のため必要を生じたときは、議決の主旨に反しない限り、その字句等の訂正を行うこと及び軽微な変更について、その権限を理事会に一任する。

上記議案を臨時総代会に提出します。

令和 3 年 3 月 19 日

大分県農業共済組合

組 合 長 理 事	阿 部 順 治
副組合長理事	山 田 定 男
理 事	本 田 修 二
理 事	佐 藤 友 信
理 事	岩 本 龍 年
理 事	高 瀬 義 徳
理 事	森 宗 一
理 事	柳 井 正 二
理 事	麻 生 和 紀
理 事	矢 野 源 平
理 事	大 塚 惟 敬
理 事	吉 野 清
理 事	三 上 忠 治
理 事	小 座 本 要
理 事	野 畑 佑 昌
理 事	江 藤 正 隆